

# 保険かわら版

## 新型コロナウイルス感染症 に関する診療報酬の取扱い

**Q1:** 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の疑いのある患者に対して、必要な感染予防策を講じた上で診察をした場合、院内トリージ実施料(300点)が算定できるとされているが、①院内トリージ実施料の届出を行っていない診療所でも算定できるか。②他の疾病のため通院している患者

が、COVID-19を疑う症状で受診した場合は、再診料等を算定する場合でも院内トリージ実施料を算定できるか。  
③往診等を実施する場合でも算定できるか。  
④小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料を算定している患者にも算定できるか。  
⑤地域包括診療料等の院内トリージ実施料を包括する点数を算定している患者に算定できるか。

**A1:** ①算定できる。COVID-19(疑い含む)患者に対してのみ院内トリージ実施料を算定する保険医療機関については、届出不要とされている。  
②~⑤いずれも、必要な感染予防策を講じた上で診察した場合は算定できる。なお、診療の際は、患者・家族等に対して院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明する。  
**Q2:** 感染予防策を講じた上で診察を行っている場合は、COVID-19を疑う症状がない、他の疾病の治療のために受診した患者にも院内トリージ実施料を算定できるか。

**A2:** 算定できない。特例で院内トリージ実施料を算定できるのは、COVID-19(疑い含む)の患者に対して必要な感染予防策を講じた上で診察した場合に限られる。

**Q3:** COVID-19とインフルエンザの検査を同月に行った。SARS-CoV-2抗原検出(600点)とインフルエンザウイルス抗原定性(139点)はどちらも同じ免疫学的検査判断料の対象であり、判断料は月1回のみ算定だが、判断料に対する公費の取扱いはどうなるか。

**A3:** 同一月内で、免疫学的検査判断料を算定すべき最初の検査がSARS-CoV-2抗原検出の場合は、12月、1月の感染拡大を受け、受診状況や要望の把握等のための会員アンケートを実施することを確認、2月度理事会に案を提示する。◆HER-SYSの報告状況などの情報依頼が出された。

指導対策(厚労省Web懇談)…1月21日実施の懇談の概要と18日付で出された令和3年度の指導の実施方針の事務連絡について報告。厚労省の回答はほぼ事務連絡に沿ったものだった。懇談でも来年度から3年間は高点数を理由とした個別指導は実施されない旨の報告がされている。時間短縮や持参物軽減については、進展なし。今後、選定理由の開示の要求、高点数廃止に代わる選定方法の提案などについて協議していく。

4. 1月22日に50か国が批准したため核兵器禁止条約が発効、ヒバクシャ国際署名に引き続き政府に条約への参加を求める新たな署名に協力していく。◆SNS発信の準備…フェイスブック、ツイッター等のSNSを活用した組織拡大、医療運動の活動のため協会としてのアカウントを取得する。

CoV-2抗原検出である場合は、免疫学的検査判断料も公費の対象となる。例えば、インフルエンザウイルス抗原定性と免疫学的検査判断料を保険単独で算定し、後日SARS-CoV-2抗原検出を公費対象として算定した場合に、判断料をさかのぼって公費対象とすることはできない。

**Q4:** 新型コロナの特例で、電話や情報通信機器(以下、「電話等」)を用いた診療を行った場合に、初診料(214点)又は再診料を算定できるとされているが、特例により当該点数を算定する場合、医師は研修を受ける必要があるのか。

**A4:** 3月末までに研修を受ける必要がある。2020年8月26日付厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項等について」により、オンライン診療又は電話等による診療を行う医師は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」で受講が求められている研修について、可能な限り速やかに当該研修を受講するよう努めることとされ、遅くとも2021年3月末までには受講することとされている。

なお、研修はオンラインでの受講となり、厚生労働省のホームページより申し込みが可能。

(<https://telemed-training.jp/entry>)

# 活動日誌

- 1/24 保団連理事会
- 1/26 理事会
- 1/28 「みんなでストップ!負担増」署名提出集会
- 1/31 保団連第2回代議員会
- 2/4 北信越ブロック事務局長会議
- 2/7 「保険でより良い歯科医療を」全国連絡会世話人会
- 2/8 総務委員会
- 2/9 歯科部会
- 2/12 運営委員会、国保出前講座
- 2/13 保団連歯科理事会議
- 2/14 保団連理事会
- 2/16 理事会
- 2/18 「#医療費窓口負担2倍化止め」緊急Web集会

## 長野県保険医協会の会員数

1,344名(医科745名、歯科599名)  
2月1日現在

8. 社会保障制度に関する講演会として、社保協総会の唐鎌氏、神奈川協会の二木氏のオンライン講演を紹介。

### ■協議事項

1. 医療情勢…第三次補正、来年度予算案、新型インフルエンザ特別措置法、感染症法改定、健保法改正関連法、介護報酬改定、保団連の歯科医療費総枠拡大アクションプラン、マイナンバーカードの資格確認の運用への対応、地域医療構想と来年度予算、保団連の指導関連要請など報告。

2. 第42回定期総会の準備…運営方法を確認。総会議事はWebexとする。講演会はWebex + Vimeoのストリーミングライブ配信とし、視聴のみも可とし一般にも案内する。講演会の講師は山森同志社大学経済学部教授に依頼し、「コロナ危機とベーシックインカム」の演題で準備。第一段のチラシを作成、案内を開始する。◆定期総会の出欠通知書に、オンラインでの参加方法のアンケートを添付する。◆採択方法についてWebexによる「投票」のデモを行い、採用の方向を確認。入力の修正等、いろいろな事態を想定した対応の準備をする。◆議案書第一次案について、概要と特徴を報告。次回理事会までに意見をいただき、2月上旬の理事会で議案書を決定していく。

3. 当面の医療運動…クイズハガキは2300の応募、署名は3千弱集約し1月28日に保団連を通じて提出。今後は社保協や高齢期運動連絡会などと統一の後期高齢者2割負担反対の一点署名に活動をシフトする。高齢者だけでなく、全世代の負担軽減の運動に取り組むべきとの意見もあり、若い世代にも共感を得るようなチラシ作りを含めて次回理事会で議論を深める。新型コロナウイルス感染症対策…発熱患者への対応等要望への県からの回答を紹介。前向きな対策は得られず。◆

# 理事会便り

## 1/26理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:35~21:15出席役員:宮沢会長,市川,奥山,林(春),八重樫各副会長,池上,林(賢),布山,三田,山崎,米田各理事、議長:市川副会長

■報告・承認事項

1. 12月度議事要録を承認。
2. 1月会務報告、11月度会計報告の文書報告を承認。
3. 地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会の活動より、市町村議会への陳情・請願結果は一部採択を含め、69議会で採択▽11月のシンポジウムの動画を近日公開予定▽川西日赤を支える会の結成に向けた準備会の発足について報告。
4. 非経口摂取患者口腔粘膜処置に関する情報収集のお願い…診療報酬改定に向けた厚労省要請の一貫として保団連より調査依頼があり、歯科部会の協議決定に委任する。
5. 来年度の北信越ブロック会議は、主催地を長野が担当することを事務局長会議で合意、来月から準備に入る。福井協会からは当面の間ブロック担当は難しいとの申し出を報告した。
6. 2月27日開催の県社保協のオンライン総会で、宮沢会長を代表委員に、事務局長を事務局次長として推薦することを報告。
7. 1月31日開催の保団連代議員会へ発言通告を提出したことを報告。

## 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。1/1~1/31間は医科2件、歯科0件。(氏名敬称略)

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
樹の里クリニック	耳い 小	389-0111	北佐久郡軽井沢町大字長倉 4428 番地 1	0267-31-6278	石井 健一	1	無	令和3年2月22日
オレンジこころクリニック	精 心内	381-0201	上高井郡小布施町小布施 2252-1	026-274-5602	中澤 美里	1	無	令和3年2月1日

※1 診療科名は略記載。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。